

○文部科学省令第十一号

文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

文部科学大臣 中山 成彬

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第一条 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「き損」を「き損」に改め、同条第一項中「第九十五条第五項」を「第一百七十二条第五項」に、「き損」を「き損」に、「左に」を「次に」に改め、同項第十一号中「取られた措置」を「執

られた措置」に改める。

第七条第一項中「第九十五条第五項」を「第一百七十二条第五項」に、「左に」を「次に」に改める。

第八条第一項中「第三十四条但書」を「第三十四条ただし書」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第九十五条第五項及び法第九十五条の三第三項」を「第一百七十二条第五項及び法第一百七十四条第三項」に改め、同項第二号中「第九十五条第五項」を「第一百七十二条第五項」に改め、同項第六号中「第四十四条但書」を「第四十四条ただし書」に改め、同項第九号中「の外」を「のほか」に改め、同項第十一号中「こえない」を「超えない」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項中「第五十六条の十二又は第九十五条第五項」を「第八十条又は第一百七十二条第五項」に改め、同条第二項中「第五十六条の十二又は第九十五条第五項」を「第八十条又は第一百七十二条第五項」に、「第三十四条但書」を「第三十四条ただし書」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第五十六条の十四、第九十五条第五項又は第九十五条の三第三項」を「第八十三条、第一百七十二条第五項又は第一百七十四条第三項」に改め、同項第二号中「第五十六条の十四又は第九十五条第五項」を「第八十三条又は第一百七十二条第五項」に改め、同項第三号中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に改め、

同項第四号中「第五十六条の十六」を「第八十五条」に改め、同項第五号中「第五十六条の十三第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同項第六号中「第五十六条の十三の二」を「第八十二条」に改め、同項第七号中「第五十六条の十五第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同項第八号中「の外」を「のほか」に改め、同項第十号中「こえない」を「超えない」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項及び第四項中「第五十六条の十二又は第九十五条第五項」を「第八十条又は第一百七十二条第五項」に、「第三十四条但書」を「第三十四条ただし書」に改める。

第十条第一項中「第九十条第一項第一号」を「第一百六十七条第一項第一号」に、「第九十条第一項第三号」を「第一百六十七条第一項第三号」に、「第九十条第一項第四号」を「第一百六十七条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第九十条第二項」を「第一百六十七条第二項」に、「第五十六条の十二」を「第八十条」に、「第三十四条但書」を「第三十四条ただし書」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第九十条第一項第五号」を「第一百六十七条第一項第五号」に改め、同項第二号中「第九十条第一項第六号」を「第一百六十七条第一項第六号」に改め、「又は輸出」を削り、同項第三号中「第九十一条第一項」を「第一百六十八条第一項」に改め、同項第四号中「第九十二条第一項第二号」を「第一百六十九条第一

項第二号」に改め、同項第五号中「の外」を「のほか」に改め、同項第六号中「第九十条第一項第四号」を「第百六十七条第一項第四号」に改め、同項第七号中「こえない」を「超えない」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第九十条第二項」を「第百六十七条第二項」に、「第五十六条の十二」を「第八十条」に、「第三十四条但書」を「第三十四条ただし書」に、「添附」を「添付」に改め、同条第四項中「第九十条第二項」を「第百六十七条第二項」に、「第五十六条の十二」を「第八十条」に、「第三十四条但書」を「第三十四条ただし書」に、「第八十条第四項」を「同条第四項」に改める。

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則の一部改正）

第二条 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に改める。

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財出品給与金支給基準規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「第五十六条の十六」を「第八十五条」に改める。

一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財出品給与金支給基準規則（昭和二十六年文化財保護委員会

規則第七号) 第一条

二 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第九号）第一条から第四条まで

三 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開に起因する損失の補償に関する規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第六号）第一条

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第四条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十四条第二項」を「第百十九条第二項」に、「左に」を「次に」に改める。

第二条中「第七十四条第二項」を「第百十九条第二項」に、「左に」を「次に」に改め、同条第八号中「見込」を「見込み」に改める。

第三条第一項、第四条及び第五条中「第七十五条」を「第百二十条」に、「左に」を「次に」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「き損」に改め、同条第一項中「第七十三条の二、第七十五条及び第九十

五条第五項」を「第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項」に、「き損」を「き損」に、「左に」を「次に」に改め、同項第十二号中「取られた措置」を「執られた措置」に改める。

第七条第一項中「第七十二条第二項（法第七十五条及び第九十五条第五項）」を「第一百五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項）」に、同条第二項中「土地台帳の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八条中「第九十条第一項第一号」を「第六十七條第一項第一号」に、「第九十条第一項第三号」を「第六十七條第一項第三号」に、「第九十条第一項第七号」を「第六十七條第一項第七号」に改める。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部改正）

第五条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八十条第一項」を「第二百五条第一項」に、「第九十九条第一項第二号」を「第一百八十四条第一項第二号」に改め、同項第五号中「基く」を「基づく」に改め、同項十一号中「生ずべき」を「生ずる」に、「き損」を「き損」に、「現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念

物への」を「現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす」に改める。

第三条第一項中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第九十九条第一項第二号」を「第百八十四条第一項第二号」に改める。

第四条中「第八十条第一項但書」を「第二百二十五条第一項ただし書」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「き損」を「き損」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に改める。

第五条第一項中「第九十一条第一項第一号」を「第六十八条第一項第一号」に、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第八十条第一項但書」を「第二百二十五条第一項ただし書」に改める。

（身分証明証票規則の一部改正）

第六条 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十六条の十四、第七十三条の二及び第七十五条」を「第八十三条、第六十八条及び第二百一十条」に、「第五十八条第三項、第七十八条第二項及び第一百一条第二項」を「第九十八条第三項、第二百一十三条第二項及び第百八十六条第二項」に、「第八十三条第三項」を「第三百三十一条第三項」に改める。

別表第一（表面）中「第百七条の四」を「第百九十八条」に、「一に」を「いずれかに」に、「第百一条第二項」を「第百八十六条第二項」に改め、同表（裏面）中「国宝の修理又は滅失、き損」を「国宝の修理又は滅失、き損」に、「責に任ずべき文化庁」を「責めに任ずべき文化庁」に改める。

別表第三（表面）中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に改め、同表（裏面）中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に、「基く」を「基づく」に、「責に任ずべき文化庁」を「責めに任ずべき文化庁」に改める。

別表第四（表面）中「第七十三条の二」を「第百十八条」に改め、同表（裏面）中「第七十三条の二」を「第百十八条」に、「基く」を「基づく」に、「責に任ずべき文化庁」を「責めに任ずべき文化庁」に改める。

別表第五（表面）中「第七十五条」を「第百二十条」に改め、同表（裏面）中「第七十五条」を「第百二十条」に、「基く」を「基づく」に、「責に任ずべき文化庁」を「責めに任ずべき文化庁」に、「第七十二条第一項」を「第百十五条第一項」に、「第七十二条第二項」を「第百十五条第二項」に改める。

別表第六（表面）中「第百七条の四」を「第百九十八条」に、「一に」を「いずれかに」に、「第五十

八条第三項」を「第九十八条第三項」に、「第一百一条第二項」を「第一百八十六条第二項」に改め、同表（裏面）中「第五十八条第一項」を「第九十八条第一項」に、「責に任ずべき文化庁」を「責めに任ずべき文化庁」に、「第五十八条」を「第九十八条」に改める。

別表第七（表面）中「第百七条の四」を「第百九十八条」に、「一」を「いずれかに」に、「第七十八条第二項」を「第百二十三條第二項」に、「第一百一条第二項」を「第百八十六条第二項」に改め、同表（裏面）中「第七十八条第一項」を「第百二十三條第一項」に、「き損」を「き損」に、「責に任ずべき文化庁」を「責めに任ずべき文化庁」に、「第七十八条」を「第百二十三條」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「虞」を「おそれ」に改める。

別表第八（表面）中「第百七条の四」を「第百九十八条」に、「一」を「いずれかに」に、「第一百一条第二項」を「第百八十六条第二項」に、「第一百一条第一項」を「第百八十六条第一項」に改め、同表（裏面）中「第百一条第一項」を「第百八十六条第一項」に、「基く」を「基づく」に、「修理又は滅失、き損」を「修理又は滅失、き損」に、「責に任ずべき都道府県」を「責めに任ずべき都道府県」に、「第一百一条」を「第百八十六条」に、「第九十三条」を「第百七十条」に、「第五十八条第一項」を「第九十

八条第一項」に、「第七十八条第一項」を「第二百二十三条第一項」に、「復旧又は滅失、き損」を「復旧又は滅失、き損」に、「基き」を「基づき」に改める。

別表第九（表面）中「第百七条の四」を「第百九十八条」に、「一に」を「いずれかに」に、「第五十八条第三項」を「第九十八条第三項」に、「第百一条第二項」を「第百八十六条第二項」に、「第百一条第一項」を「第百八十六条第一項」に、「第五十八条第一項」を「第九十八条第一項」に改め、同表（裏面）中「第百一条第一項」を「第百八十六条第一項」に、「基く」を「基づく」に、「第五十八条第一項」を「第九十八条第一項」に、「責に任ずべき都道府県」を「責めに任ずべき都道府県」に、「第百一条」を「第百八十六条」に、「第九十三条」を「第百七十条」に、「き損」を「き損」に、「第七十八条第一項」を「第百二十三條第一項」に、「第九十三条」を「第百七十条」に、「基き」を「基づき」に、「第五十八条」を「第九十八条」に改める。

別表第十（表面）中「虞」を「おそれ」に、「き損」を「き損」に、「第百七条の四」を「第百九十八条」に、「一に」を「いずれかに」に、「第七十八条第二項」を「第百二十三條第二項」に、「第百一条第二項」を「第百八十六条第二項」に、「第百一条第一項」を「第百八十六条第一項」に、「基き」を「

基づき」に、「第七十八条第一項」を「第二百二十三条第一項」に改め、同表（裏面）中「第一百一条第一項」を「第八十六条第一項」に、「基く」を「基づく」に、「第七十八条第一項」を「第二百二十三条第一項」に、「き損」を「き損」に、「責に任ずべき都道府県」を「責めに任ずべき都道府県」に、「第一百一条」を「第八十六条」に、「第九十三条」を「第一百七十条」に、「第五十八条第一項」を「第九十八条第一項」に、「基き」を「基づき」に、「第七十八条」を「第二百二十三条」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

別表第十一（表面）中「第五十六条の二の十、第八十二条（第九十五条第五項で準用する場合を含む。）又は第八十三条」を「第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）」、第三百条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三百三十一条又は第四百十条」に、「第九十五条第五項」を「第七十二条第五項」に改め、同表（裏面）中「第一百条」を「第二百二条」に、「一に」を「いずれかに」に、「第五十六条の十七及び第九十五条第五項」を「第八十六条及び第七十二条第五項」に改める。

別表第十二（表面）中「第一百条」を「第二百二条」に、「一に」を「いずれかに」に、「第五十六条

の十七及び第九十五条第五項」を「第八十六条及び第七十二条第五項」に、「第五十六条の二の十、第八十二条（第九十五条第五項で準用する場合を含む。）又は第八十三条」を「第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）」、第三百三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、「第三百三十一条又は第四百十条」に、「第八十二条（法第九十五条第五項）」を「第三百三十条（法第七十二条第五項）」に、「及び第八十三条」を「及び第三百三十一条」に、「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第八十三条第三項」を「第三百三十一条第三項」に改め、同表（裏面）中「第八十三条第一項」を「第三百三十一条第一項」に、「第八十三条」を「第三百三十一条」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「できず、且つ」を「できず、かつ」に、「調査に当る」を「調査に当たる」に、「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に、「き損」を「き損」に改める。

（国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則の一部改正）

第七条 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十九条第一項第二号」を「第百八十四条第一項第二号」に改める。

第五条中「第五十六条の十三の二」を「第八十二条」に改める。

第七条第一項中「第九十九条第一項第二号」を「第百八十四条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第四十四条但書又は第五十六条の十三の二」を「第四十四条ただし書又は第八十二条」に改める。

第九条第一項中「又は重要文化財」を「重要文化財又は重要有形民俗文化財」に改め、「現状変更等」の下に「又は輸出」を加え、「第九十一条第一項第一号」を「第百六十八条第一項第一号若しくは第二号」に、「第一条及び第二条」を「第一条から第六条まで」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第百六十八条第三項」に改める。

（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則の一部改正）

第八条 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第九十条第一項第五号」を「第百六十七条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第九十条第一項第五号括弧書」を「第百六十七条第一項第五号括弧書」に、「左の各号の一」を「次の各号

のいずれか」に改め、同項第一号中「第九十一条第一項第一号」を「第百六十八条第一項第一号」に、同項第二号中「第九十二条第一項第二号」を「第百六十九条第一項第二号」に改める。

（埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則の一部改正）

第九条 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第二条第一項中「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第三条第一項中「第五十七条第一項ただし書（法第五十七条の二第一項）」を「第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項）」に改め、同項第一号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第九十九条第一項第六号」を「第百八十四条第一項第六号」に、「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第四条第一項中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。

(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の一部改正)

第十条 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七十二条第一項(法第七十五条及び第九十五条第五項)」を「第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項)」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二条第一項中「第七十二条第一項」を「第百十五条第一項」に、「左に」を「次に」に改める。

第四条第一項中「第七十二条第一項」を「第百十五条第一項」に改める。

第六条の見出し中「囲さく」を「囲い」に改め、同条中「第七十二条第一項」を「第百十五条第一項」に、「囲さく」を「囲い」に改める。

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則の一部改正)

第十一条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八十条の三第一項」を「第百二十七条第一項」に改め、同項第五号中「基く」を「

基づく」に改める。

第三条中「第八十条の三第一項」を「第二百二十七条第一項」に改める。

第四条中「第八十条の三第一項ただし書」を「第二百二十七条第一項ただし書」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第七十三条の二又は第七十五条」を「第一百八条又は第二百二十条」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項」を「第二百二十二条第一項」に改め、同条第三号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

第五条第一項中「第九十条第一項第五号」を「第六百六十七条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第九十条第一項第五号括弧書」を「第六百六十七条第一項第五号括弧書」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、同項第一号中「第九十一条第一項第一号」を「第六百六十八条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第九十二条第一項第二号」を「第六百六十九条第一項第二号」に改める。

（文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則の一部改正）

第十二条 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十五条第一項」を「第百五十四条第一項」に、「第八十五条の二第一項」を「第百五十五条第一項」に改める。

第六条第一項中「第八十五条第二項」を「第百五十四条第二項」に改める。

第七条及び第八条中「第八十五条の二」を「第百五十五条」に改める。

第十一条の六第一項中「第八十五条の二第二項」を「第百五十五条第二項」に改める。

第十八条第一項中「第八十五条の四」を「第百五十七条」に改める。

第二十条中「第八十五条の三」を「第百五十六条」に改める。

（文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正）

第十三条 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に改める。

（重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則の一部改正）

第十四条 重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則（昭和三十年文化

財保護委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第五十六条の五」を「第七十三条」に改める。

第四条中「第八十三条の九」を「第四百九条」に、「第五十六条の五」を「第七十三条」に改める。

(重要有形民俗文化財指定書規則の一部改正)

第十五条 重要有形民俗文化財指定書規則(昭和三十一年文化財保護委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五十六条の十第二項」を「第七十八条第二項」に改める。

(国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部改正)

第十六条 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(昭和五十年文部省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に改める。

第二条第一項中「第五十六条の二の十二」を「第七十条」に改める。

第三条第一項中「第七十三条の二」を「第一百八条」に、「第七十五条」を「第二百二十条」に改める。

（重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則の一部改正）

第十七条 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三条中「第五十六条の十三第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四条中「第五十六条の十三第一項ただし書」を「第八十一条第一項ただし書」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号及び第四号中「第五十六条の十四」を「第八十三条」に改める。

第五条第一項中「第九十条第一項第六号」を「第六百六十七条第一項第六号」に改め、「又は輸出」を削り、同条第二項中「第九十条第二項」を「第六百六十七条第二項」に、「第五十六条の十三第一項ただし書」を「第八十一条第一項ただし書」に改める。

第六条第一項中「第五十六条の十五第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

第七条中「第五十六条の十五第一項ただし書」を「第八十四条第一項ただし書」に改める。

（伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正）

第十八条 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令

第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条中「第八十三条の三第四項」を「第四百四十三条第四項」に改める。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則の一部改正)

第十九条 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則(昭和五十年文部省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十三条の四第一項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令新旧対照表（目次）

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）	1
○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第三号）	5
○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財出品給与金支給基準規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第七号）	6
○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第九号）	7
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第六号）	8
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）	9
○ 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第十号）	11
○ 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）	13
○ 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）	36
○ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）	38
○ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）	39
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）	41
○ 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）	42
○ 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）	44
○ 重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則（昭和三十年文化財保護委員会規則第二号）	46
○ 重要有形民俗文化財指定書規則（昭和三十一年文化財保護委員会規則第一号）	47
○ 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）	48
○ 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）	49
○ 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）	50
○ 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）	52
	53

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する規則等の一部を改正する省令新旧対照表

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

後

現

行

（滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第三十三条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 六 （略）

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 滅失、き損等の事実を知った日

十一 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第七条 法第三十四条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 十 （略）

2 （略）

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第八条 法第三十四条ただし書の規定により国宝又は重要文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第三十五条第一項（法第七十二条第五項及び法第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修

（滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第三十三条（法第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 六 （略）

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 滅失、き損等の事実を知った日

十一 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第七条 法第三十四条（法第九十五条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 十 （略）

2 （略）

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第八条 法第三十四条但書の規定により国宝又は重要文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 法第三十五条第一項（法第九十五条第五項及び法第九十五条の三第三項で準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修

理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第三十六條第一項（法第七十二條第五項で準用する場合を含む。）の規定による命令又は勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 五（略）

六 法第四十四條ただし書の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

七・八（略）

九 前二号のほか、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

十（略）

十一 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 4（略）

（重要有形民俗文化財の管理に関する届出書の記載事項等）

第九條 重要有形民俗文化財の管理に関する届出の書面については、法第八十條又は第七十二條第五項で準用する法第三十一條第三項、第三十二條、第三十三條及び第三十四條の場合において、法第三十一條第三項前段の場合に係るときは第一條の規定を、法第三十一條第三項後段の場合に係るときは第二條の規定を、法第三十二條第一項の場合に係るときは第三條の規定を、法第三十二條第二項の場合に係るときは第四條の規定を、法第三十二條第三項の場合に係るときは第五條の規定を、法第三十三條の場合に係るときは第六條の規定を、法第三十四條の場合に係るときは第七條の規定を準用する。

2 法第八十條又は第七十二條第五項で準用する法第三十四條ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第八十三條、第七十二條第五項又は第七十四條第三項で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第八十三條又は第七十二條第五項で準用する法第三十六條第一項の規定による命令又は勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第八十三條で準用する法第三十七條第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第三十六條第一項（法第九十五條第五項で準用する場合を含む。）の規定による命令又は勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 五（略）

六 法第四十四條但書の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

七・八（略）

九 前二号の外、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

十（略）

十一 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日をこえないとき。但し、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 4（略）

（重要有形民俗文化財の管理に関する届出書の記載事項等）

第九條 重要有形民俗文化財の管理に関する届出の書面については、法第五十六條の十二又は第九十五條第五項で準用する法第三十一條第三項、第三十二條、第三十三條及び第三十四條の場合において、法第三十一條第三項前段の場合に係るときは第一條の規定を、法第三十一條第三項後段の場合に係るときは第二條の規定を、法第三十二條第一項の場合に係るときは第三條の規定を、法第三十二條第二項の場合に係るときは第四條の規定を、法第三十二條第三項の場合に係るときは第五條の規定を、法第三十三條の場合に係るときは第六條の規定を、法第三十四條の場合に係るときは第七條の規定を準用する。

2 法第五十六條の十二又は第九十五條第五項で準用する法第三十四條但書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 法第五十六條の十四、第九十五條第五項又は第九十五條の三第三項で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第五十六條の十四又は第九十五條第五項で準用する法第三十六條第一項の規定による命令又は勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第五十六條の十四で準用する法第三十七條第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 法第八十五条で準用する法第四十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は第五十一条第一項、第二項若しくは第七項の規定による勸告、命令、出品の期間の更新又は承認を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 法第八十一条第一項の規定による届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 法第八十二条の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

七 法第八十四条第一項の規定による届出を行つた展覧会その他の催しに出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

八 第四号及び前号のほか、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

九 法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十四条の規定による届出を行つて所在の場所を変更したのち、当該届出の書面に記載した前項で準用する第七条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出を行つたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するのために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

十 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

三 法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十四条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出の際指定書の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

四 法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十四条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

（国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十条 国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する通知の書面については、法第六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三條の規定を、法第六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六條の規定を、法第六十七條第一項第四号の場合に係るときは第七條の規

四 法第五十六条の十六で準用する法第四十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は第五十一条第一項、第二項若しくは第七項の規定による勸告、命令、出品の期間の更新又は承認を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 法第五十六条の十三第一項の規定による届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。

六 法第五十六条の十三の二の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

七 法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行つた展覧会その他の催しに出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

八 第四号及び前号の外、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

九 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四条の規定による届出を行つて所在の場所を変更したのち、当該届出の書面に記載した前項で準用する第七条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出を行つたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

十 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日をこえないとき。但し、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

三 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四条但書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出の際指定書の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

四 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四条但書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

（国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十条 国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する通知の書面については、法第九十条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三條の規定を、法第九十条第一項第三号の場合に係るときは第六條の規定を、法第九十条第一項第四号の場合に係るときは第七條の規定を準用する

定を準用する。

2 法第六十七條第二項で準用する（同項で準用する法第八十條で準用する場合を含む。）法第三十四條ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十七條第一項第五号の規定による通知をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第六十七條第一項第六号の規定による通知をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第六十八條第一項又は第二項の規定による同意を得て行う同条第一項各号又は第二項に掲げる行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 法第六十九條第一項第二号又は第四号の規定による勧告を受けて行う同条同項第二号又は第四号に掲げる行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前号のほか、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

六 法第六十七條第一項第四号の規定による通知を行つて所在の場所を変更したのち、当該通知の書面に記載した第一項で準用する第七條第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の通知を行つたときは、その時期）において復する旨を明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

3 法第六十七條第二項で準用する（同項で準用する法第八十條で準用する場合を含む。）法第三十四條ただし書の規定により通知の際指定書の添付を要しない場合は、第八條第二項の場合とする。

4 法第六十七條第二項で準用する（同項で準用する法第八十條で準用する場合を含む。）法第三十四條ただし書の規定により所在の場所を変更したのち通知することをもつて足りる場合は、第八條第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

2 法第九十條第二項で準用する（同項で準用する法第五十六條の十二で準用する場合を含む。）法第三十四條但書の規定により通知を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 法第九十條第一項第五号の規定による通知をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第九十條第一項第六号の規定による通知をして行う現状変更等又は輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第九十一條第一項又は第二項の規定による同意を得て行う同条第一項各号又は第二項に掲げる行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 法第九十二條第一項第二号又は第四号の規定による勧告を受けて行う同条同項第二号又は第四号に掲げる行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前号の外、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

六 法第九十條第一項第四号の規定による通知を行つて所在の場所を変更したのち、当該通知の書面に記載した第一項で準用する第七條第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の通知を行つたときは、その時期）において復する旨を明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日をこえないとき。但し、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

3 法第九十條第二項で準用する（同項で準用する法第五十六條の十二で準用する場合を含む。）法第三十四條但書の規定により通知の際指定書の添付を要しない場合は、第八條第二項の場合とする。

4 法第九十條第二項で準用する（同項で準用する法第五十六條の十二で準用する場合を含む。）法第三十四條但書の規定により所在の場所を変更したのち通知することをもつて足りる場合は、第八條第三項の場合とする。この場合には、第八條第四項の規定を準用する。

改 正 後	現 行
（売渡申出書の記載事項） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十六条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の国に対する売渡しの申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 八 （略） （売渡申出書への事情の記載） 第二条 法第四十六条第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により相手方に対して譲り渡したい事情を記載する場合は、前条の売渡しの申出書に当該事情を記載して申出をするものとする。	（売渡申出書の記載事項） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十六条第一項（法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の国に対する売渡しの申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 八 （略） （売渡申出書への事情の記載） 第二条 法第四十六条第二項（法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定により相手方に対して譲り渡したい事情を記載する場合は、前条の売渡しの申出書に当該事情を記載して申出をするものとする。

改 正 後	現 行
（給与金額の範囲） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十条第二項（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により支給する給与金（以下「給与金」という。）の額の範囲は、出品の期間一月につき、次のとおりとする。 一 法第四十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第八十五条において準用する場合を含む。）の勸告又は命令により、国宝を出品したときは、一件につき千五百円以上二千八百円以下、重要文化財又は重要有形民俗文化財を出品したときは、一件につき千円以上千五百円以下 二 法第四十八条第五項（法第八十五条において準用する場合を含む。）の承認を受けて、国宝を出品したときは、一件につき七百五十円以上千五百円以下、重要文化財又は重要有形民俗文化財を出品したときは、一件につき五百五十円以上七百五十円以下	（給与金額の範囲） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十条第二項（法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定により支給する給与金（以下「給与金」という。）の額の範囲は、出品の期間一月につき、次のとおりとする。 一 法第四十八条第一項又は第二項（これらの規定を法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の勸告又は命令により、国宝を出品したときは、一件につき千五百円以上二千八百円以下、重要文化財又は重要有形民俗文化財を出品したときは、一件につき千円以上千五百円以下 二 法第四十八条第五項（法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の承認を受けて、国宝を出品したときは、一件につき七百五十円以上千五百円以下、重要文化財又は重要有形民俗文化財を出品したときは、一件につき五百五十円以上七百五十円以下

改 正 後	現 行
（出品の申出） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十八条第五項（法第八十五条において準用する場合を含む。）の出品の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によつてしなければならない。 一、九（略） （国庫の負担とする出品費用） 第二条 法第五十条第一項（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により国庫の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。 一、三（略） （国庫の負担とする公開費用） 第三条 法第五十一条第六項又は第七項（これらの規定を法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により国庫の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。 一、四（略） （公開に係る収支予算書及び収支決算書の提出） 第四条 法第五十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第八十五条において準用する場合を含む。）の勧告又は命令により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財を公開するときは、当該公開に係る収支の予算書を文化庁長官に提出しなければならない。 2 前項の公開又は法第五十一条第七項（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開を終わつたときは、当該公開に係る収支の決算書を文化庁長官に提出しなければならない。	（出品の申出） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十八条第五項（法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の出品の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によつてしなければならない。 一、九（略） （国庫の負担とする出品費用） 第二条 法第五十条第一項（法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定により国庫の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。 一、三（略） （国庫の負担とする公開費用） 第三条 法第五十一条第六項又は第七項（これらの規定を法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定により国庫の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。 一、四（略） （公開に係る収支予算書及び収支決算書の提出） 第四条 法第五十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の勧告又は命令により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財を公開するときは、当該公開に係る収支の予算書を文化庁長官に提出しなければならない。 2 前項の公開又は法第五十一条第七項（法第五十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公開を終わつたときは、当該公開に係る収支の決算書を文化庁長官に提出しなければならない。

○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開に起因する損失の補償に関する規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（補償の請求） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十二条第一項（法第八十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により補償を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書（以下「請求書」という。）を文化庁長官に提出することができる。 一五 （略）	（補償の請求） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十二条第一項（法第五十六条の十六において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により補償を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書（以下「請求書」という。）を文化庁長官に提出することができる。 一五 （略）

改 正 後

現 行

（管理責任者選任の届出書の記載事項）
第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）
第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選
任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一、九（略）

（管理責任者解任の届出書の記載事項）
第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責
任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一、七（略）

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更
したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一、九（略）

2（略）

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を
変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一、十（略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管
理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に
掲げる事項を記載するものとする。
一、八（略）

（管理責任者選任の届出書の記載事項）
第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）
第七十四条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選
任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。
一、九（略）

（管理責任者解任の届出書の記載事項）
第二条 法第七十四条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責
任者を解任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。
一、七（略）

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第七十五条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更
したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。
一、九（略）

2（略）

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第七十五条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を
変更したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。
一、十（略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第七十五条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管
理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、左に
掲げる事項を記載するものとする。
一、八（略）

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八條、第百二十條及び第百七十二條第五項で準用する法第三十三條の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一六 (略)

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七條 法第百十五條第二項(法第百二十條及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八條 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三條の規定を、法第百六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六條の規定を、法第百六十七條第一項第七号の場合に係るときは前條の規定を準用する。

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六條 法第七十三條の二、第七十五條及び第九十五條第五項で準用する法第三十三條の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一六 (略)

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七條 法第七十二條第二項(法第七十五條及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八條 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第九十條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三條の規定を、法第九十條第一項第三号の場合に係るときは第六條の規定を、法第九十條第一項第七号の場合に係るときは前條の規定を準用する。

改 正 後

現 行

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）
第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）
第八十条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第九十九条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 十 （略）
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 十 （略）
- 十一 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項

十二 十五 （略）

十二 十五 （略）

2 （略）

2 （略）

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

（終了の報告）

第三条 法第八十条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第九十九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 （略）

2 （略）

（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第八十条第一項但書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該

現状変更等の後の原状に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三号の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

現状変更等の後の原状に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第九十一条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法第九十一条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三号の規定を準用する。

2 法第九十一条第三項で準用する法第八十条第一項但書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

○身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）

改正後

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九条第二項（同法第四十七條第三項（同法第八十三條、第一百八條及び第二百十條で準用する場合を含む。）、第九十八條第三項、第二百二十三條第二項及び第八十六條第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五條第二項（同法第三十一條第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十二までの通りとする。

別表第一

（用紙日本工業規格B6）

用する。

第百九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條第三項（第百八十六條第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（面 表）

第 号

（折り目）

現行

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九条第二項（同法第四十七條第三項（同法第五十六條の十四、第七十三條の二及び第七十五條で準用する場合を含む。）、第五十八條第三項、第七十八條第二項及び第一百一條第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五條第二項（同法第八十三條第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十二までの通りとする。

別表第一

（用紙日本工業規格B6）

用する。

第百七條の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條第三項（第百一條第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（面 表）

第 号

（折り目）

文化財保護法第三十九條第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第三十八條第一項の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折り目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第三十八條 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができ、

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第三十九條 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

文化財保護法第三十九條第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第三十八條第一項の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折り目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第三十八條 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができ、

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第三十九條 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

(面裏)

(面裏)

- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準

別表第二 (略)

別表第三

(用紙日本工業規格B6)

- めなければならない。
- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(折り目)

第 号

文化財保護法第八十三条で準用する同法第四十七条第三項で準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

(面 表)

- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準

別表第二 (略)

別表第三

(用紙日本工業規格B6)

- めなければならない。
- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(折り目)

第 号

文化財保護法第五十六条の十四で準用する同法第四十七条第三項で準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官印

文化財保護法第八十三条で準用する同法第四十七条第一項又は第二項の規定による委託に基づく重要有形民俗文化財の管理又は修理の施行及び当該重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 抄

第八十三条 重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者 (管理団体がある場合は、その者) は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理 (管理団体がある場合を除く。) 又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者 (管理団体がある場合は、その者) に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理 (管理団体がある場合を除く。) 又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定

文化庁長官印

文化財保護法第五十六条の十四で準用する同法第四十七条第一項又は第二項の規定による委託に基づく重要有形民俗文化財の管理又は修理の施行及び当該重要有形民俗文化財の管理の責に任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 抄

第五十六条の十四 重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者 (管理団体がある場合は、その者) は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理 (管理団体がある場合を除く。) 又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者 (管理団体がある場合は、その者) に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理 (管理団体がある場合を除く。) 又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定

別表第四

(用紙日本工業規格B6)

の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(面 表)

第 号

(折り目)

文化財保護法第百十八条で準用する同法第四十七条第三項で
準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官印

別表第四

(用紙日本工業規格B6)

の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(面 表)

第 号

(折り目)

文化財保護法第七十三条の二で準用する同法第四十七条第三
項で準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官印

文化財保護法第百十八条で準用する同法第四十七条第一項又は第二項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(面 裏)

(折 り 目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁

別表第五

(用紙日本工業規格B6)

第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁

文化財保護法第七十三条の二で準用する同法第四十七条第一項又は第二項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(面 裏)

(折 り 目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第七十三条の二 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁

別表第五

(用紙日本工業規格B6)

第一項及び第二項の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁

の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(折 り 目)

第 号

文化財保護法第百二十条で準用する同法第四十七条第三項で
準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第百二十条で準用する同法第四十七条第一項又は第二項の規定による委託に
基づく史跡名勝天然記念物の管理又は復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責
めに任すべき文化庁の職員

の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

(折 り 目)

第 号

文化財保護法第七十五条で準用する同法第四十七条第三項で
準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第七十五条で準用する同法第四十七条第一項又は第二項の規定による委託に
基づく史跡名勝天然記念物の管理又は復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責
に任すべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条

別表第六

(用紙日本工業規格B6)

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

官職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第七十五条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第七十二条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第七十二条第二項の規定を準用する。

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条

別表第六

(用紙日本工業規格B6)

第百七条の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 二 第五十八条第三項(第百一条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

(面 表)

第 号

(折 り 目)

文化財保護法第九十八條第三項で準用する同法第三十九條第
二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第九十八條第一項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の
責めに任ずべき文化庁の職員

官職氏名

(面 表)

第 号

(折 り 目)

文化財保護法第五十八條第三項で準用する同法第三十九條第
二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第五十八條第一項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の
責に任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は學術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第一項の場合には、第三十九条 (同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。) 及び第四十一条の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

別表第七

(用紙日本工業規格B6)

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

三 第三十三條第二項 (第百八十六條第二項で準用する場合を含む。) で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄

第五十八條 文化庁長官は、歴史上又は學術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第一項の場合には、第三十九条 (同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。) 及び第四十一条の規定を準用する。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

別表第七

(用紙日本工業規格B6)

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第七條の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

三 第七十八條第二項 (第百一條第二項で準用する場合を含む。) で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

(面

第
号

(折り目)

文化財保護法第百二十三条第二項で準用する同法第三十九条
第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

(裏)

文化財保護法第百二十三条第一項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、
き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責
めに任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折り目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄
第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡
名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措

(面

第
号

(折り目)

文化財保護法第七十八条第二項で準用する同法第三十九条第
二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 印

(裏)

文化財保護法第七十八条第一項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き
損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責に
任ずべき文化庁の職員

官職氏名

年 月 日生

(折り目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄
第七十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、特別史跡名勝天然
記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をする

別表第八

(用紙日本工業規格B6)

置することができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
- 第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。
- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

(折り目)

別表第八

(用紙日本工業規格B6)

ことができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。
- 第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。
- 2 前項の規定により責に任すべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第百七条の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第三項(第百一条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

(折り目)

(
第 号

文化財保護法第百八十六第一項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百八十六条第二項で準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

都道府県教育委員会
印

文化財保護法第百八十六条第一項の規定による委託に基づく同法第三十八条第一項の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき都道府県の教育委員会の職員

公職氏名

(
第 号

文化財保護法第百一条第一項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百一条第二項で準用する同法第三十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

都道府県教育委員会
印

文化財保護法第百一条第一項の規定による委託に基づく同法第三十八条第一項の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき都道府県の教育委員会の職員

公職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 抄

- 第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第九十七条十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十七条第一項の規定による発掘の施行及び第七十二条第一項又は第九十三条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第七十二条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。
- 第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができ、
- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

別表第九

(用紙日本工業規格B6)

- 3 第一項の場合には、第三十九条 (同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。) 及び第四十一条の規定を準用する。
- 第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。
- 第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
- 二 第九十八条第三項 (第百八十六条第二項で準用する場合を含む。) で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 抄

- 第百一条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第九十三条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第五十八条第一項の規定による発掘の施行及び第七十八条第一項又は第九十三条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。
- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第五十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第七十八条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。
- 第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができ、
- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

別表第九

(用紙日本工業規格B6)

- 3 第一項の場合には、第三十九条 (同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。) 及び第四十一条の規定を準用する。
- 第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。
- 第百七条の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
- 二 第五十八条第三項 (第百一条第二項で準用する場合を含む。) で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第 号

(折 り 目)

文化財保護法第百八十六條第一項の規定による委託に基づき
都道府県の教育委員会が同法第九十八條第一項の規定による
発掘の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百八十六條第
二項で準用する同法第三十九條第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

都道府県教育委員会



文化財保護法第百八十六條第一項の規定による委託に基づく同法第九十八條第一項の規定
による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき都道府県の教育委員会
の職員

公職氏名

第 号

(折 り 目)

文化財保護法第百一条第一項の規定による委託に基づき都道
府県の教育委員会が同法第五十八條第一項の規定による発掘
の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百一条第二項で準
用する同法第三十九條第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

都道府県教育委員会



文化財保護法第百一条第一項の規定による委託に基づく同法第五十八條第一項の規定による
発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき都道府県の教育委員会の職員

公職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄
 第八十六條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十七條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八條第一項の規定による発掘の施行及び第九十三條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することが出来る。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第九十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九條の規定を、第九十三條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

第九十八條 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

別表第十

(用紙日本工業規格B6)

し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十一條までの規定を準用する。

第三十九條 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二條の二第五項の規定を準用する。

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄
 第九十一條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十三條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することが出来る。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

第五十八條 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

別表第十

(用紙日本工業規格B6)

し、衰亡し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八條第二項及び第三十九條から第四十一條までの規定を準用する。

第三十九條 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二條の二第五項の規定を準用する。

第九十七條の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

三 第百二十三条第二項(第百八十六条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

(折 り 目)

第 号

文化財保護法第百八十六条第一項の規定による委託に基づき
都道府県の教育委員会が同法第百二十三条第一項の規定によ
る復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百
八十六条第二項で準用する同法第二十九条第二項の規定によ
る証票

平成 年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第百八十六条第一項の規定による委託に基づく同法第百二十三条第一項の規
定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき都道府県の教育委員会の
職員

三 第七十八条第二項(第百一条第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九
条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念
物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた
者

(折 り 目)

第 号

文化財保護法第百一条第一項の規定による委託に基づき都道府
県の教育委員会が同法第七十八条第一項の規定による復旧又
は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第百一条第二
項で準用する同法第二十九条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第百一条第一項の規定による委託に基づく同法第七十八条第一項の規定による
特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及
び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき都道府県の教育委員会の職員

公職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第百八十六條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第百七十一條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八條第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三條第一項又は第百七十條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第九十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九條の規定を、第百二十三條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

第百二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損

公職氏名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)抄

第百一條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十三條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

第七十八條 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損

五条 第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。)、第三百三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三百三十一条又は第四百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)抄

第五条

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会が行うこととする。

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

(折り目)

第 号

文化財保護法第五十五条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

十五条 第五十六条の二の十、第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。)、又は第八十三条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)抄

第五条

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会が行うこととする。

三 法第五十四条(法第九十五条第五項において準用する場合を含む。)、及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

(折り目)

第 号

文化財保護法第五十五条第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 (都道府県又は指定都市等の教育委員会) 印

文化財保護法第五十五条第一項の規定による実地調査に当たる者

氏 名

年 月 日 生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要がある

文化庁長官 (都道府県又は指定都市等の教育委員会) 印

文化財保護法第五十五条第一項の規定による実地調査に当たる者

氏 名

年 月 日 生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要がある

とき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十

見を十分に尊重しなければならない。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条（第六十八条（第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。）、第三百三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三百三十一条又は第四百十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）抄

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

二 法第八十二条（法第九十五条第五項において準用する場合を含む。）及び第八十三条の規定による調査及び調査のための必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第八十条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第
号

(折 り 目)

とき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条（第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）、第五

見を十分に尊重しなければならない。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第五十四条（第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条（第五十六条の二の十、第八十二条（第九十五条第五項で準用する場合を含む。）又は第八十三条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）抄

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

二 法第八十二条（法第九十五条第五項において準用する場合を含む。）及び第八十三条の規定による調査及び調査のための必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第八十条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第
号

(折 り 目)

文化財保護法第百三十一條第三項で準用する同法第五十五條
第二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 (都道府県又は市の教育委員会) 印

文化財保護法第百三十一條第一項の規定による実地調査及び調査のため必要な措置の施行に
当たる者

氏 名

年 月 日生

文化財保護法第八十三條第三項で準用する同法第五十五條第
二項の規定による証票

平成 年 月 日発行

文化庁長官 (都道府県又は市の教育委員会) 印

文化財保護法第八十三條第一項の規定による実地調査及び調査のため必要な措置の施行に当
たる者

氏 名

年 月 日生

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄

第百三十一條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第五十五条

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意

(折 り 目)

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 抄

第八十三條 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、且つ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。但し、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼす虞のある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第五十五条

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意

○国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

現 行

（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）

第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官

（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に提出しなければならない。

（重要有形民俗文化財の輸出の許可の申請）

第五条 法第八十二条の規定による許可を受けようとする者（以下「重要有形民俗文化財輸出許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（終了の報告）

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に報告するものとする。

3 法第四十四条ただし書又は第八十二条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（国の機関による現状変更等）

（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）

第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官

（法第九十九条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に提出しなければならない。

（重要有形民俗文化財の輸出の許可の申請）

第五条 法第五十六条の十三の二の規定による許可を受けようとする者（以下「重要有形民俗文化財輸出許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

（終了の報告）

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第九十九条第一項第二号及び令第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に報告するものとする。

3 法第四十四条但書又は第五十六条の十三の二の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（国の機関による現状変更等）

第九條 各省各庁の長その他の国の機関が、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出について、法第百六十八條第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条から第六条までの規定を、法第百六十八條第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第七条の規定を準用する。

2 法第百六十八條第三項において準用する法第四十三條第二項の維持の措置の範囲は、前条各号に掲げる場合とする。

第九條 各省各庁の長その他の国の機関が、国宝又は重要文化財の現状変更等について、法第九十一條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二條の規定を、法第九十一條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第七条の規定を準用する。

2 法第九十一條第三項において準用する法第四十三條第二項の維持の措置の範囲は、前条各号に掲げる場合とする。

○国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（国の所有に属する国宝又は重要文化財の修理の通知） 第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による国宝又は重要文化財の修理の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。 2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により国宝又は重要文化財の修理について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て修理を行うとき。 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて修理を行うとき。	（国の所有に属する国宝又は重要文化財の修理の通知） 第五条 法第九十条第一項第五号の規定による国宝又は重要文化財の修理の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。 2 法第九十条第一項第五号括弧書の規定により国宝又は重要文化財の修理について通知を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。 一 法第九十一条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て修理を行うとき。 二 法第九十二条第一項第二号の規定による勧告を受けて修理を行うとき。

改 正 後

現

行

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第九十二条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一十（略）

2（略）

（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第二条 法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一十（略）

2（略）

（事前の届出を要しない場合等）

第三条 法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該発掘に関し、法第二百二十五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合

二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合

2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条

第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五

条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九

十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合に

あつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第

六号及び令第五條第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九

十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一十（略）

2（略）

（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第二条 法第五十七条の二第二項で準用する法第五十七条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一十（略）

2（略）

（事前の届出を要しない場合等）

第三条 法第五十七条第一項ただし書（法第五十七条の二第二項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該発掘に関し、法第八十条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合

二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合

2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第五十七条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条

第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第九十九条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五

条第一項第五号の規定により法第五十七条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第五

七条の二第二項で準用する法第五十七条第一項の規定により届出をすべき場合に

あつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第九十九条第一項第

六号及び令第五條第二項の規定により法第五十七条の二第二項で準用する法第五十七条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の

委員会)に届け出なければならない。

(遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第四条 法第九十六条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 十一 (略)

2 (略)

教育委員会)に届け出なければならない。

(遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第四条 法第五十七条の五第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 十一 (略)

2 (略)

改 正 後	現 行
（標識） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。） 第百十五條第一項（法第百二十條及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。 以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。た だし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の 材料をもつて設置することを妨げない。 2・3 （略） （説明板） 第二条 法第百十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事 項を平易な表現を用いて記載するものとする。 一六 （略） 2 （略） （境界標） 第四条 法第百十五條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンク リート造とする。 2・4 （略） （囲いその他の施設） 第六条 法第百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設につい ては、前条の規定を準用する。	（標識） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。） 第百十五條第一項（法第七十五條及び第九十五條第五項で準用する場合を含む 。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。但し 、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料 をもつて設置することを妨げない。 2・3 （略） （説明板） 第二条 法第七十二條第一項の規定により設置すべき説明板には、左に掲げる事 項を平易な表現を用いて記載するものとする。 一六 （略） 2 （略） （境界標） 第四条 法第七十二條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンク リート造とする。 2・4 （略） （囲いその他の施設） 第六条 法第七十二條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設につい ては、前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

現 行

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 四 (略)

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 十二 (略)

2 (略)

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百十八條又は第百二十條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第百二十二條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第百二十五條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第百六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十条の三第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 四 (略)

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 十二 (略)

2 (略)

(終了の報告)

第三条 法第八十条の三第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第八十条の三第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 法第七十三條の二又は第七十五條で準用する法第三十五條第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第七十七條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第八十條第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第九十條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第九十條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

一 法第九十一條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行

うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

とき。

二 法第九十二条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

改 正 後

現 行

第一章 総則

第一章 総則

（この規則の趣旨）

（この規則の趣旨）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百五十四条第一項及び第二項の規定により文化庁長官が行う聴聞、同法第百五十五条第一項の規定により文化庁長官が行う意見の聴取並びに文化財保護法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に關し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定により文部科学大臣又は文化庁長官に対して行う不服申立てに關する手続については、文化財保護法、行政不服審査法、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び文部科学省聴聞手続規則（平成十二年總理府令・文部省令第九号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十五条第一項及び第二項の規定により文化庁長官が行う聴聞、同法第八十五条の二第一項の規定により文化庁長官が行う意見の聴取並びに文化財保護法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に關し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定により文部科学大臣又は文化庁長官に対して行う不服申立てに關する手続については、文化財保護法、行政不服審査法、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び文部科学省聴聞手続規則（平成十二年總理府令・文部省令第九号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（公示）

（公示）

第六条 文化財保護法第百五十四条第二項の公示及び第四条の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。
2 文化庁長官又は主宰者は、適当と認めるときは、地方公共団体の揭示板に揭示することをもつて前項の公示の方法に代えることができる。

第六条 文化財保護法第八十五条第二項の公示及び第四条の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。
2 文化庁長官又は主宰者は、適当と認めるときは、地方公共団体の揭示板に揭示することをもつて前項の公示の方法に代えることができる。

（意見聴取会）

（意見聴取会）

第七条 文化財保護法第百五十五条の規定による意見の聴取は、文化庁長官が指名する文化庁の職員が議長として主宰する意見聴取会において行う。

第七条 文化財保護法第八十五条の二の規定による意見の聴取は、文化庁長官が指名する文化庁の職員が議長として主宰する意見聴取会において行う。

（代理人）

（代理人）

第八条 文化財保護法第百五十五条の關係者（以下「關係者」という。）がその代理人を意見聴取会に出頭させようとするときは、当該關係者は、代理人の権限を証する書面をもつて、議長にその旨を届け出なければならない。

第八条 文化財保護法第八十五条の二の關係者（以下「關係者」という。）がその代理人を意見聴取会に出頭させようとするときは、当該關係者は、代理人の権限を証する書面をもつて、議長にその旨を届け出なければならない。

（公示）

（公示）

第十一条の六 文化財保護法第百五十五条第二項の公示及び第十一条の三第二項の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

第十一条の六 文化財保護法第八十五条の二第二項の公示及び第十一条の三第二項の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

(意見の聴取への参加の申出書の記載事項等)

第十八条 文化財保護法第百五十七条の規定による許可を受けようとする場合の申出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見の聴取に参加しようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 二 参加しようとする意見の聴取の期日及び場所
 - 三 参加しようとする意見の聴取に係る事案の要旨及びこれに関する意見
- 2 前項の書面には、意見の聴取に参加しようとする者が当該意見の聴取に係る処分について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

(準用規定)

第二十条 前二条に定めるもののほか、文化財保護法第百五十六条の規定による意見の聴取には、前章の規定を準用する。

(意見の聴取への参加の申出書の記載事項等)

第十八条 文化財保護法第八十五条の四の規定による許可を受けようとする場合の申出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見の聴取に参加しようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 二 参加しようとする意見の聴取の期日及び場所
 - 三 参加しようとする意見の聴取に係る事案の要旨及びこれに関する意見
- 2 前項の書面には、意見の聴取に参加しようとする者が当該意見の聴取に係る処分について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

(準用規定)

第二十条 前二条に定めるもののほか、文化財保護法第八十五条の三の規定による意見の聴取には、前章の規定を準用する。

○文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（条例の制定又は改廃の場合） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。） <u>第百八十二条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、教育委員会は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。</u> 2 （略）	（条例の制定又は改廃の場合） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。） <u>第九十八条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、教育委員会は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。</u> 2 （略）

○重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則（昭和三十年文化財保護委員会規則第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第七十三条</u>に規定する文部科学省令の定める事由は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） （重要無形文化財の保持団体の名称変更等の届出書の記載事項） 第三条 <u>法第七十三条</u>の規定による保持団体が名称又は事務所の所在地を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 六 （略） 2 <u>法第七十三条</u>の規定による保持団体が代表者を変更し、又は構成員に異動を生じたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 九 （略） 3 <u>法第七十三条</u>の規定による保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 六 （略） （選定保存技術に関し届出を要する場合及び届出書の記載事項） 第四条 <u>法第百四十九条</u>において準用する<u>法第七十三条</u>の規定による届出については、前三条の規定を準用する。	（重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第五十六条の五</u>に規定する文部科学省令の定める事由は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） （重要無形文化財の保持団体の名称変更等の届出書の記載事項） 第三条 <u>法第五十六条の五</u>の規定による保持団体が名称又は事務所の所在地を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 六 （略） 2 <u>法第五十六条の五</u>の規定による保持団体が代表者を変更し、又は構成員に異動を生じたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 九 （略） 3 <u>法第五十六条の五</u>の規定による保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 六 （略） （選定保存技術に関し届出を要する場合及び届出書の記載事項） 第四条 <u>法第八十三条の九</u>において準用する<u>法第五十六条の五</u>の規定による届出については、前三条の規定を準用する。

○重要有形民俗文化財指定書規則（昭和三十一年文化財保護委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（指定書の記載事項等） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第二項で準用する同法第二十八条第三項の規定により交付する重要有形民俗文化財の指定書（以下「指定書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一、五、（略） 2（略）	（指定書の記載事項等） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第五十六条の十二</u>項で準用する同法第二十八条第三項の規定により交付する重要有形民俗文化財の指定書（以下「指定書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一、五（略） 2（略）

改 正 後	現 行
（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一 八 （略） 2 （略） （国宝、重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の場合） 第二条 法第七十条の規定により国宝、重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一 七 （略） 2 （略） （史跡名勝天然記念物の場合） 第三条 法第一百八条及び法第二百二十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一 八 （略） 2 （略）	（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一 八 （略） 2 （略） （国宝、重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の場合） 第二条 法第五十六条の十二の規定により国宝、重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一 七 （略） 2 （略） （史跡名勝天然記念物の場合） 第三条 法第七十三条の二及び法第七十五条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一 八 （略） 2 （略）

改 正 後

現

行

（現状変更等の届出）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第八十一条第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一、十四（略）

2（略）

（終了の報告）

第三条 法第八十一条第一項の規定による現状変更等の届出を行つた者は、当該届出に係る現状変更等が終了したときは、遅滞なく文化庁長官にその旨を報告するものとする。

（届出を要しない場合）

第四条 法第八十一条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更等に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一、二（略）

三 法第八十三条において準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。

四 法第八十三条において準用する法第三十六条第一項又は法第三十七条第二項の規定による命令又は勧告を受けて行う措置又は修理のために現状変更等を行うとき。

五、六（略）

（国の所有に属する重要有形民俗文化財の現状変更等の通知）

第五条 法第六十七條第一項第六号の場合に係る重要有形民俗文化財の現状変更等の通知については、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第二項において準用する法第八十一条第一項ただし書の規定による通知を要しない場合については、前条の規定を準用する。

（公開の事前の届出）

（現状変更等の届出）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十六条の十三第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一、十四（略）

2（略）

（終了の報告）

第三条 法第五十六條の十三第一項の規定による現状変更等の届出を行つた者は、当該届出に係る現状変更等が終了したときは、遅滞なく文化庁長官にその旨を報告するものとする。

（届出を要しない場合）

第四条 法第五十六條の十三第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更等に関し次の各号の一に該当する場合とする。

一、二（略）

三 法第五十六條の十四において準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。

四 法第五十六條の十四において準用する法第三十六条第一項又は法第三十七条第二項の規定による命令又は勧告を受けて行う措置又は修理のために現状変更等を行うとき。

五、六（略）

（国の所有に属する重要有形民俗文化財の現状変更等の通知）

第五条 法第九十條第一項第六号の場合に係る重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出の通知については、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第九十條第二項において準用する法第五十六條の十三第一項ただし書の規定による通知を要しない場合については、前条の規定を準用する。

（公開の事前の届出）

第六條 法第八十四條第一項の規定による所有者及び管理団体以外の者が主催する展覧会その他の催しにおける公開の事前の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一五 (略)

2 (略)

(公開事前届出免除施設における公開の届出)

第七條 法第八十四條第一項ただし書の規定による公開事前届出免除施設における公開の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一六 (略)

第六條 法第五十六條の十五第一項の規定による所有者及び管理団体以外の者が主催する展覧会その他の催しにおける公開の事前の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一五 (略)

2 (略)

(公開事前届出免除施設における公開の届出)

第七條 法第五十六條の十五第一項ただし書の規定による公開事前届出免除施設における公開の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一六 (略)

改 正 後	現 行
（条例の制定又は改廃の場合） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第四百三十三条第四項の規定による伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に関する条例の制定又は改廃の報告は、市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。</u> 2 （略） （保存地区の決定又はその取消しの場合） 第二条 <u>法第四百三十三条第四項の規定による保存地区の決定の報告は、教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているときは、市町村長。以下同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。</u> 一六 （略） 2 <u>法第四百三十三条第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。</u>	（条例の制定又は改廃の場合） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第八十三条の三第四項の規定による伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に関する条例の制定又は改廃の報告は、市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。</u> 2 （略） （保存地区の決定又はその取消しの場合） 第二条 <u>法第八十三条の三第四項の規定による保存地区の決定の報告は、教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているときは、市町村長。以下同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。</u> 一六 （略） 2 <u>法第八十三条の三第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。</u>

○重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（選定の申出） 第一条 文化財保護法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 七 （略）	（選定の申出） 第一条 文化財保護法第八十三条の四第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一 七 （略）

○文化庁告示第十三号

文化財保護法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程（平成八年文化庁告示第十四号）を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十八日

文化庁長官 河合 隼雄

第一条中「第五十六条の十五第一項ただし書」を「第八十四条第一項ただし書」に改める。

第三条第四号中「第五十六条の十五第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

○重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程（平成八年文化庁告示第十四号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（趣旨） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第八十四条第一項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。 （事前の届出の免除の基準） 第三条 事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前五年間に、法第八十四条第一項に基づき重要有形民俗文化財の公開等を適切に三回以上行った実績があること。	（趣旨） 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十六条の十五第一項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。 （事前の届出の免除の基準） 第三条 事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前五年間に、法第五十六条の十五第一項に基づき重要有形民俗文化財の公開等を適切に三回以上行った実績があること。